

## 災害時等における水道の応急復旧の応援に関する協定書

石狩西部広域水道企業団（以下「甲」という。）と札幌市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における送水施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等の送水施設の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、応急復旧に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し復旧班の派遣を要請することができる。

### （協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急復旧に協力するものとする。

### （体制の確立）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急復旧時の組織、動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

### （指揮）

第5条 応急復旧に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急復旧を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 応急復旧用車両等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急復旧に要した資材費
- (4) その他応急復旧に欠かすことのできない経費

### （契約及び支払い）

第7条 応急復旧に係る請負契約等は、甲と乙との間で締結するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を行うものとする。

### （労災補償・損害補償）

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ、対処するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月15日

甲 札幌市厚別区厚別中央4条6丁目2番1号  
札幌市水道局南部水道センター厚別分室2階  
石狩西部広域水道企業団

企業長 河合正 月



乙 札幌市中央区北2条東8丁目  
札幌市管工事業協同組合

理事長 佐藤安 幸

